

茨城県報

第7205号

昭和58年12月22日

木曜日

目次

告 示

	ページ
●昭和58年第4次2等陸海空士の募集期間等(地方課).....	1
●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理(医療福祉課).....	2
●保安林指定の解除予定(林業課).....	2
●新規土地改良事業の審査(2件)(農地管理課).....	3
●換地計画の決定(〃).....	3
●換地計画の適当決定(〃).....	4
●道路の区域変更(2件)(道路維持課).....	4
●道路の供用開始(〃).....	5

公 告

●昭和58年度クリーニング師試験の実施.....	5
●昭和58年度蚕業改良指導員資格試験合格者(蚕糸課).....	7
●特定第2号漁業者に対する共済契約の締結の申込についての同意を求める ための発起の届出(2件)(漁政課).....	7
●開発行為の工事完了(6件)(建築指導課).....	8
●道路位置の指定(〃).....	9

告 示

茨城県告示第1728号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条及び第118条の規定による昭和58年度第4次募集期間並びに採用試験の期日及び試験場は、次のとおりである。

昭和58年12月22日

茨城県知事 竹内 藤 男

○ 男子(2等陸士, 海士, 空士)

1 募集期間 昭和59年1月1日から昭和59年3月31日まで

2 試験期日 募集期間内毎日

3 試験場

自衛隊茨城地方連絡部 水戸市三の丸3-11-9

TEL 0292-31-3315

同 日立出張所 日立市助川町1-1 日立市役所内

TEL 0294-21-1524

- 同 水戸募集案内所 水戸市中央2-7-37 狩野ビル2階
TEL 0292-26-9294
- 同 土浦募集事務所 土浦市富士崎1-17-3 鈴木ビル4階
TEL 0298-21-6986
- 同 下館募集事務所 下館市二木成80-1 みすじビル4階
TEL 02962-2-7239
- 同 鹿島募集事務所 鹿島郡鹿島町大字宮中2151-1 第2岡本ビル2階
TEL 02998-2-6061

茨城県告示第1729号

次の者からの国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第1項の規定による療養取扱機関の申出及び同条第5項の規定による他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和58年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
1120294	58.11.1	豊島内科 小児科医院	豊島章子	水海道市諏訪町 3230	58.11.1	全国
0830261	58.12.1	ときわ歯科医院	藤原秀雄	竜ヶ崎市寺後 3995 山栄ビル2F	58.12.1	〃

茨城県告示第1730号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

昭和58年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿島郡大野村浜津賀字中373の3
- 2 指定された目的 飛砂の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

茨城県告示第1731号

三和町長山中盛正から昭和58年10月12日付けで認可申請のあつた加下間地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

加下間地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年12月26日から昭和59年1月14日まで

3 縦覧の場所 三和町役場

茨城県告示第1732号

三和町長山中盛正から昭和58年10月12日付けで認可申請のあつた尾崎地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

尾崎地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年12月26日から昭和59年1月14日まで

3 縦覧の場所 三和町役場

茨城県告示第1733号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業新川地区第三工区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年12月26日から昭和59年1月17日まで

3 縦覧の場所 勝田市役所

茨城県告示第1734号

昭和58年11月7日付けで認可申請のあつた木葉下地区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和58年12月26日から昭和59年1月17日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 水戸市役所

茨城県告示第1735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和58年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道 路 の 種 類 一般国道
- 2 路 線 名 245号
- 3 道 路 の 区 域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
勝田市大字長砂字横道東 872番5地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 33.80	<small>メートル</small> 105.00	
		最小 22.00		
同市同大字同字875番1地先まで	新	最大 24.00	105.00	迂回路廃止による区域変更
		最小 22.00		

茨城県告示第1736号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和58年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字下村田字杉山 408番から 那珂郡大宮町566番3まで	旧	最大 メートル 12.50	4,225.00	
		最小 7.30		
那珂郡大宮町大字下村田字坪上 411番から 那珂郡大宮町566番3まで	新	最大 メートル 16.40	4,352.00	
		最小 7.30		
		最大 51.00	4,840.00	工事完了に伴う区域 変更
		最小 22.00		

茨城県告示第1737号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和58年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 一般国道118号
- 2 供用開始の区間
那珂郡大宮町大字下村田字坪上411番から
那珂郡大宮町大字泉字新山541番29まで
那珂郡大宮町900番2から
那珂郡大宮町566番3まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年12月22日

公 告

●昭和58年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条に規定するクリーニング師試験を次のとおり実施するので、茨城県クリーニング業法施行細則（昭和37年茨城県規則第23号）第6条の規定に基づき公示する。

昭和58年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和58年度クリーニング師試験実施要領

1 受験申込票受付期日

昭和59年1月27日(金)午前9時から午後4時まで

2 受付場所等

- (1) 茨城県衛生部環境衛生課(水戸市三の丸1丁目5番38号)
- (2) 提出書類は、本人又は代理人が直接持参するものとし、郵送によるものは受理しない。

3 試験日時及び試験場

日	時	試 験 場
学科試験	昭和59年2月7日(火)9時30分から	水戸市柵町2-7 茨城県学校長会館
実地試験	昭和59年2月7日(火)12時30分から	水戸市柵町2-6-20 白水社クリーニング(株)

4 受験資格 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に定める高等学校入学資格を有する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を修了した者又は厚生省で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

5 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識

(2) 実地試験 洗たく物の処理に関する知識及び技能(ペーパーテストを含む。)

6 提出書類

- (1) 受験申込票(茨城県クリーニング業法施行細則様式第5号)
- (2) 履歴書(横書きとする。)
- (3) 写真(上半身、無帽、正面向、受験申込前6月以内に撮影したもので、たて5cmよこ4cmのもの一葉)
- (4) 前記4の受験資格を有することを証する書類

7 受験手数料 茨城県収入証紙6,000円を受験申込票の所定の欄にはりつけること(収入証紙は消印しないこと。)

8 その他

- (1) 詳細については、茨城県衛生部環境衛生課(電話 0292 (2) 8111 内線 3172)に問い合わせること。
- (2) 合格発表は、県庁本館3階衛生部掲示板に掲示するほか、本人に通知する。

●昭和58年度蚕業改良指導員資格試験合格者

昭和58年度に実施した蚕業改良指導員資格試験の合格者を、茨城県蚕業改良普及職員資格試験条例（昭和40年茨城県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公表する。

昭和58年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和58年度蚕業改良指導員資格試験合格者

受験番号	氏 名	摘 要	受験番号	氏 名	摘 要
1	米 田 雅 俊		3	福 原 好 信	
2	富 田 恭 範				

●特定第2号漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起の届出

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により次の者から小型久慈加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があつたので、同条第3項の規定により公示する。

なお、小型久慈加入区の特定第2号漁業者調書を昭和58年12月23日から昭和58年12月25日まで久慈浜丸小漁業協同組合において縦覧する。

昭和58年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者

日立市久慈町1丁目18番地の18 小 松 正 男

日立市久慈町1丁目10番地の14 須 藤 勝 雄

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により次の者から小型久慈加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があつたので、同条第3項の規定により公示する。

なお、小型久慈加入区の特定第2号漁業者調書を昭和58年12月23日から昭和58年12月25日まで久慈町漁業協同組合において縦覧する。

昭和58年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者

日立市久慈町1丁目17番地の7 山 県 定 吉

日立市久慈町2丁目10番地の34 榊 本 常 蔵

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和58年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡石下町大字古間木字佐の良1468—5, 1468—1

- 2 事業主の住所及び氏名

水海道市大生郷町6139—1

日立マクセル株式会社 筑波工場

工場長 宮 堀 武四郎

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和58年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡協和町大字桑山字8番耕地1600の3

- 2 事業主の住所及び氏名

下館市大字茂田1219の1

大和田 一 夫

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市東石川ノダマイ1655の1, 1654, 1653の1

- 2 事業主の住所及び氏名

勝田市東大島1—16—7

清 水 潔

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡常澄村六反田字原付1232の1から1232の3まで

- 2 事業主の住所及び氏名

那珂湊市釈迦町1—32

岸倉興業株式会社

代表取締役 岸 繁

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市東石川3丁目33の4, 33の5

2 事業主の住所及び氏名

水戸市城南1-7-8

有限会社 第一産業

代表取締役 砂 押 富 久

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字公達9835, 9836, 9837の2

2 事業主の住所及び氏名

東京都足立区舎人3丁目9番4

株式会社 グリーン建設

代表取締役 池 田 隆 三

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和58年12月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第1234号	58.12.12	小堀 浩一	那珂湊市平磯町 985-10	那珂湊市平磯町字輪笠 内169-1, 169-4, 169-7, 169-8, 170 -3, 171-4, 169- 9	メートル 4.10	メートル 64.20
下土木指令 第764号	58.12.9	橋本多三郎	結城市大字結城 1438	結城市大字結城字鷹部 屋1300番5, 1302番4	4.00	26.70

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所